

リニモ沿線地域づくり会議設置要綱

(目的)

第1条 リニモ沿線地域づくり会議（以下「会議」という。）は、「リニモ沿線地域づくり構想」の推進を図るため、リニモ沿線における地域づくりの機運を高め、関係者が協働して取り組むことができるよう、有識者から幅広く助言を得ることを目的として設置する。

(構成)

第2条 会議は、別表に掲げる団体から東部丘陵線連絡協議会会長が委嘱する委員により構成する。

2 委員は、委員が指名する者を代理として出席させることができる。

(組織)

第3条 会議には委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は会議を総括し、会議の進行にあたる。

4 委員長は必要に応じ、委員以外の者の参加を求めることができる。

(オブザーバー)

第4条 会議にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、会議の目的を達成するための専門的な知識又は経験を有する者とする。

3 オブザーバーは、委員長の求めに応じて会議に出席し、専門的見地から審議に関する助言又は協力をを行うものとする。

(会議)

第5条 会議は委員長が招集する。

(庶務)

第6条 会議に関する庶務は、東部丘陵線連絡協議会事務局（愛知県都市整備局交通対策課）において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成21年8月21日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月10日から施行する。

別表

リニモ沿線地域づくり会議 構成団体

(五十音順)

| 構 成 団 体 |
|-----------------|
| 愛知学院大学 |
| 愛知県公立大学法人 |
| 愛知県立大学 |
| 愛知工業大学 |
| 愛知淑徳大学 |
| あいち尾東農業協同組合 |
| 一般社団法人中部不動産協会 |
| 一般社団法人不動産協会中部支部 |
| 瀬戸商工会議所 |
| 豊田商工会議所 |
| 長久手市観光交流協会 |
| 名古屋商科大学 |
| 名古屋市立大学 |
| リニモねっと |
| 藤が丘まちづくり協議会 |
| 一般社団法人ツーリズムとよた |